

令和3年旭川市女子中学生性的いじめ事案（いじめ重大事案）は、メディア上に様々な憶測が飛び交い、社会に大きな衝撃を与えました。

第三者委員会が設置され、関係児童生徒・保護者・被害者代理人弁護士・行政・学校・医療機関等の協力の下、詳細な報告書が作成されました。

第三者委員会は、いじめや性暴力といった深刻な人権侵害を二度と繰り返さないために、すべての子どもたちが人権を尊重し、安全に成長できる環境を整備するための重要な柱となる包括的性教育を早急に実現すること提言しました。

この提言を受け、小学校で性教育に携わってきた養護教諭として、そして、教員を目指す学生に子どもの健康状況を伝えてきた者として、性教育が抱える課題を考えたいと思います。

まず、令和3年旭川市女子中学生性的いじめ事案（いじめ重大事案）第三者委員会の報告から女子生徒の発達特性による学校での行動を中心に概略をお伝えします。

### 1 第三者委員会報告

#### (1) 被害女子生徒について

女子生徒が家や学校から飛び出してしまうなど、幼児期より感情のコントロールが難しく、人間関係を築く上での困難さを抱えていたことが報告されています。

保育園では、癩癩、思い通りにならないと泣き叫ぶ、独特なこだわりなどの行動がありました。

小学校4年生のときに医療機関を受診し、医師より「発達の特性のため、他者とのコミュニケーションが上手く取れず、自信のなさ、傷つき安い面がある。自分と周りとの違いに気付き始め、さらに年齢が進むにしたがって、課題が大きくなる可能性がある。学校の実際の友達や教師との関わりから学び、社会性を身に付けていくことが望ましい」と発達障害と診断され、性的被害にあいやすいことも危惧されました。特別支援学級に措置変更。

特別支援学級では、「切れる」ことがあれば、教室を飛び出したりせず、クールダウンの場所で気持ちを落ち着かせるなどの指導もあり、心の安定を図りながら学習に取り組んでいました。タブレットで見知らぬ人とつながり、メールのやりとりをしたり、死にたいと口にしたりすることもありました。

6年生になり中学受験のため、普通学級に措置変更。受験の結果は不合格。その間、宿題を提出できないと受験にマイナスになると自宅でパニックになり、雨の中を飛び出し、警察に保護されることがありました。

本人の希望により、中学校は通常学級に進学。通常学級から通常学級への進学のため支援記録の引き継ぎはなく、発達障害があること。治療のため薬を服用していること。家庭の教育力、身だしなみを整えることなどに課題があること。男性教師や男子とコミュニケーションをとりたがること、教室の飛び出しなどの問題行動があることなどが申し送りされました。

中学校入学後から、切れて教室を出て行くなどの問題行動もあり、他の生徒から距離を取られはじめ、避けられるようになります。同じ部活の上級生の男子生徒、他校の男子生徒と交流を持つようになります。女子生徒自身は、その内の一人に下着姿の写真を送ったり、体に触らせたりしています。コンビニでおごる行為も続きます。上級生の男子生徒や他校の男子生徒とLINE等でつながり、性的な話題がエスカレートし、相手の要求に応じ、自慰行為の画像を送ってしまいます。その後も男子生徒の要求に応じ、公園で自慰行為を見せます。

女子生徒は、休日、公園で男子生徒グループとのやり取りの中で「死にたい」と訴えます。男子生徒の一人が「本気で死にたくないなら死ぬとか言うなよ」との発言に対し、パニックになり、公園近くの川に向かいます。女子生徒から死にたいと学校へ連絡があり、教諭2人が駆け付け、川から引き上げられます。警察も駆けつけ、その後、医療保護入院となります。翌日、女子生徒のスマホから性被害にあっていることが確認されます。警察は保護入院中に事情聴取を行いました。女子生徒からは、「忘れた、覚えていない。」と性被害の状況を聴取できず、立件に至りませんでした。学校、市教委、母親、弁護士と話し合いの中で、母親と弁護士から加害者側へ示談金の要求があったとされますが、母親と弁護士側は否定。

1年生2学期 本人の希望もあり転校。転校先の特別支援学級では、学校生活の様子を記録し、関係教師、保護者と共有が図られました。女子生徒が、元の中学校に彼氏がいるという話を聞いた担任は、母親に家庭での様子を確認したところ、母親が別れるように言うと、家でパニックになるので、母親が男子生徒と会う場所へ送迎していることがわかりました。担任は、家庭での見守りの一層の配慮を申し入れます。

9月に地元月刊誌に記事が掲載されます。登校が途切れがちになり、不登校状態になります。女子生徒は、チャット等で自身がいじめにあっていたことを表出するようになります。2年生の2月、ネット上で知り合った男性とボイスチャットの会

話で自殺を予告したため、男性から警察に連絡。母親、警察、学校教職員で捜索。約1か月後、遺体で発見。死因は凍死。

## (2) 第三者委員会の性教育に対する提言について

第三者委員会は、今回の性的いじめ事案の背景には、女子生徒の発達障害に起因する言動から、クラス内でしだいに孤立し、男子生徒との関係性の中に居場所を求め、性的な行為を強いられ、心に深い傷をおってしまった経過が詳細に報告されました。性的な被害や加害を防ぐためには、すべての子どもたちに対する包括的な性教育の保障が不可欠であると強く訴えています。

包括的性教育は、性や生殖、人権、ジェンダー平等、性の多様性、コミュニケーションなどの人間関係を含む幅広い内容を、科学的根拠に基づいて体系的に学ぶものです。包括的性教育が性的行動やリスクを高めるのではなく、むしろ予防効果があることが示されています。

令和5年より性被害や加害を防ぐために「生命（いのち）の安全教育」が始まったものの、基盤となる「性交」といった重要なテーマが抜け落ちています。望まない妊娠や性感染症を防ぐために不可欠な性交や避妊に関する具体的な情報が子どもたちに十分に提供されていません。

日本の性教育が、国際的基準から大きく遅れた要因として、学習指導要領の性交を扱わないとする「はどめ規定」があげられ、早急の撤廃を求めています。

包括的性教育を適切に行うための教員研修を実施することも盛り込まれています。教員自身が十分な性教育を受けていない可能性を考慮し、教育委員会は教員が研修に参加するための時間的保障と支援を惜しむべきではないとしています。

発達障害のある児童生徒を対象とした、発達特性や年齢に応じた包括的性教育の機会創出と環境整備を早急に行うこと。発達障害のある子どもたちは、被害に遭っても認識や言語化が難しかったり、性的欲求のコントロールが未熟な場合があります。特別支援学級や通級指導教室に在籍する児童生徒への積極的な性教育の実施を求めています。

## 2 養護教諭からみた性教育（性に関する指導）の現状と課題

第三者委員会の報告書は、性教育が喫緊の課題であることを示唆しています。包括的性教育の目標に近づけるために、今、何が出来るのかを考えたいと思います。

### (1) 性教育の明確化と指導時間の確保

性に関する指導は、発達段階に応じ、保健体育・生活科・理科・道徳・特別活動など学校教育全体を通して指導するよう計画が立てられますが、学習指導要領には、性教育としての指導時間は明記されていません。

多くの小学校では、養護教諭を中心に、関連教科を図式化した性教育の全体計画が立てられています。全体計画は教職員の関心を高め、共通理解を図る上では有用と思われませんが、関連教科が広がれば広がるほど、どの教科で発展的に何をプラスし指導するのかが曖昧になります。

また、教科には教科の達成目標があります。例えば、文書の読み取りが苦手な子どもへの指導を放り出して、発展教材として性教育に時間を当てることにはなりません。（特別な支援が必要な児童は全体の約8%になります。）

さらに、全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）の得点結果は、自治体別、都道府県別に公表され、各学校ではテスト結果を分析し、ウイークポイント克服のための指導の改善が図られます。学校間の序列化、教員の負担増加が懸念されています。教員の多忙化の中、性教育の時間を確保することは難しくなっています。

そこで、教師が指導しやすい環境を整える意味においても、短時間で指導できる性教育の実践例を、学校間、地域間で共有化を図っていくことができれば、結果して指導場面も増えていくのではないのでしょうか。

実践の一例を紹介します。

小学校4年生の保健の「育ちゆく体と私」の単元目標は、「…思春期になるとしだいに大人の体に近づき、体つきが変わり、初潮や精通、異性への関心が芽生えることが理解できる」とあります。教科書には「思春期になると、異性のことが気になったり仲良くしたいという気持ちが強くなったりします…」異性愛が前提の記述となっています。

そこで、LGBTQ+をカミングアウトし社会で活躍している人を紹介。その後、オカマとかキモイと聞くとつらいと悩みを打ち明けた同性愛の友達にどんな声掛けをするのかを問いかけ、意見交流を行いました。「同性愛も異性愛も愛する相手が違うだけ、大丈夫だよ」「気にしなくていいよ、人それぞれだから」などの意見がだされ、多様な性のあり方、個性の尊重の意識化が図られたと評価できるものでした。また、多様な性のあり方を扱った指導は児童にも保護者にも、そして教職員にも抵抗なく受け入れられました。（29回こども社会学会での報告）

## (2) 「はどめ規定」の解釈の変化

平成15年、東京都教育委員会は、七生養護学校での人形を使用した性交の指導は、行き過ぎで不適切であるとし、管理職と教員を処分します。養護学校は社会的に激しい批判を受けました。当時、処分の対象になった人数の多さと処分の重さに驚いたことを記憶しています。その後、処分の撤回を求めた教員による訴えにより、裁判所は、教育委員会と議会に対し教育に対する不当な介入であったとし、処罰の撤回を命じました。

社会の多様な価値観と合意形成の難しさを目の当たりにし、自分自身も保健学習の発展教材として、ほ乳類のイラストや生命誕生のビデオを使用した性交の指導を中止しました。はじめて規定もあり、性交を直接的に扱うことは義務教育の現場から姿を消したと思われまます。

しかし、令和7年3月、教育委員会から出された資料「性に関する指導について」には、はじめて規定の新しい解釈が次のように記載されました。

「学習指導要領では、人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」と記載されています。これは、発展的に内容を教えてはならないという趣旨ではなく、すべての児童生徒に対して共通に指導すべき事項ではないという趣旨である。」

さらに「性交を指導する際の条件として、校内での共通理解を図ること、事前に保護者へ周知すること、公開授業とし外部講師の活用を図ること、希望しない児童生徒に対し配慮すること」とあります。

医師が講師となり、性交・人工妊娠中絶・避妊法を扱う授業を近隣中学校が実施しました。授業を立案する過程を含め情報共有し、小学校でどのような形で包括的性教育に近づけるか、今後、中学校との連携を深めていきたいと思ひます。

### (3) 教員の専門性と研修について

平成27年度教育大学「性教育学」講座は、・性と人権・性教育の歴史・小学校の性教育・中学校の性教育・学校における性教育の意義・性感染症・デートDV・10代の月経トラブル・エイズ予防教育・性の解剖生理学を医師・看護師・大学教員・養護教諭が担当しました。

大学生に受講前と受講後の意識の変化についてアンケート調査をしたところ、受講前には、性教育の中で指導しづらい内容と感じていた「性交・妊娠・避妊・性感染症」が受講後「指導しなければならない」「指導したい」内容に変化しました。グループ討議では、これから出会う児童生徒に対し、「正しい知識を学ぶことで、性行動が慎重になることを教え、自他の命を大切にする行動を取ってもらいたい」と

という願いが語られました。教師としての自覚と使命感が伺えました。(第23回こども社会学校での報告)

性教育が、教員養成大学はもとより、大学教育の中でカリキュラムに取り入れられ、さらに、幼小中高から大学へと成長課程に於いて、系統的に性教育が受けられることを願っています。